

長野県国土調査事業補助金交付要綱 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<p>第1～第16 (略)</p> <p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第17 補助事業者は、第3の規定による交付決定前着手届、第4の規定による交付の申請、第7の規定による変更交付申請、第8の規定による変更承認申請、第9の規定による補助事業の状況報告、第10の規定による完了確認申請、第13の規定による実績報告、第14の規定による補助金の交付請求又は第16の規定による財産処分の承認申請については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行日)</u> <u>この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1～第16 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>(新設)</p>